

芦屋市内部統制基本方針

1 趣旨

内部統制とは、組織目標を達成するための阻害要因となるものをリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることにより、事務の適正な執行を確保することです。

本市では、内部統制を有効に機能させ、将来にわたり質の高い行政サービスを安定的、持続的かつ効果的に提供していくため、全庁的なコンプライアンス推進の一環として、地方自治法第 150 条第 2 項の規定に基づく内部統制基本方針を定め、内部統制の整備及び運用を進めていきます。

2 目的

(1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

組織として業務の適切な遂行のために必要なチェック体制を整え、限られた財源と人材を有効に活用し、効率的かつ効果的な業務の遂行に努めます。

(2) 報告の信頼性の確保

予算、決算等の財務報告等について、正当な手続に基づき、適切に情報の保存及び管理を行うことにより、情報の信頼性を確保します。

(3) 業務に関わる法令等の遵守

適正な業務の執行を確保し、市民から信頼される組織となることを目指し、法令等の遵守に努めます。

(4) 資産の保全

市が保有する有形・無形の財産について、その取得、使用及び処分が正当な手続及び承認の下に行われる体制を確保し、資産の適切な保全を図ります。

3 対象とする事務

(1) 財務に関する事務

(2) 文書管理に関する事務

(3) その他市長が必要と認める事務

4 有効性の確保

内部統制の取組について、毎年度、整備状況及び運用状況を評価して報告書に取りまとめ、監査委員の審査及び市議会への報告を経て、市民に公表します。

令和 7 年 4 月 1 日

高島 峻輔